

高血圧・脂質異常症・糖尿病 で通院中の患者さんへ

特定疾患管理料から生活習慣病管理料へ 移行のお知らせ

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和6年（2024年）6月1日に診療報酬を改定し、これまで算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、患者さんごとの療養計画に基づいてより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するとの指針が発表されました。

患者さんごとの目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ署名（サイン）を頂く必要があります（初回のみ）ので、どうかご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方箋を発行すること

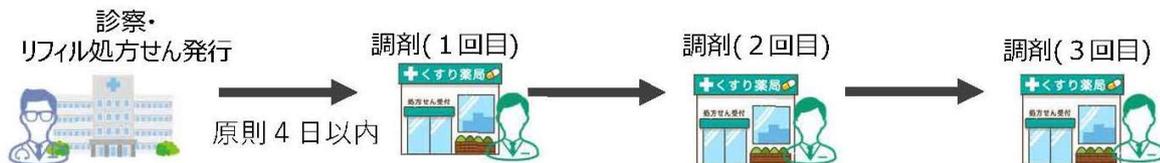
のいずれの対応も可能です。

※ただし長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

※当院のリフィル処方箋は『院外処方』のみ発行可能です。『院内処方』では発行できません。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び調剤薬局薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に最大3回まで反復利用できる処方せんです。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください。

【注意点】

- ・ 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- ・ 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方できません。
- ・ 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- ・ 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- ・ 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

